

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

取締役社長 市川 秀夫

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年3月29日(火曜日)までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成23年3月29日(火曜日)午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、62頁から63頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年3月30日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第102期(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第102期(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の更新の件

4. 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

議決権の重複行使

- ① 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしません。
- ② インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sdk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告 (平成22年1月1日から 平成22年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、前半においては、中国を中心とする海外経済の改善を背景に、輸出や生産の緩やかな増加など持ち直しの動きがみられました。年後半においては、急激な円高を背景に輸出が緩やかに減少するなど、足踏み状態にありましたが、企業収益の改善、設備投資や雇用情勢等に持ち直しの動きがみられました。また、欧州を中心とした海外経済の減速懸念、為替、株式市場の急激な変動など、景気を下押しする不安材料も生じました。

化学・非鉄金属業界は、ナフサ等原料価格の変動はありましたが、底堅い需要により、堅調に推移しました。

電子部品・材料業界は、年後半にパソコン、液晶パネル等で小幅な生産調整がありました。総じて堅調に推移しました。

このような情勢下、当社グループは連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」の完遂に向け、基盤事業の収益力強化、コスト削減策の実施等の事業構造改革と、財務体質の強化を推進いたしました。

この結果、当期の連結営業成績につきましては、売上高は、需要が堅調に推移したことから、7,971億89百万円と前期比17.5%の増収となりました。損益面におきましては、営業利益は、急激な円高と大分コンビナートにおける定期修理の影響はありましたが、販売数量の増加に加え、前期に実施した事業構造改革の効果顕現等により387億23百万円と前期比437億5百万円の増益、経常利益は、営業利益の改善に加え、持分法による投資損益等の営業外損益の改善もあり、304億71百万円と前期比527億96百万円の増益となりました。当期純利益は、127億6百万円と前期比506億88百万円の増益となりました。

当期の主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

(石油化学部門)

オレフィン事業は、エチレン生産設備の定期修理の影響により販売数量が減少しましたが、原料ナフサ価格上昇に伴う販売価格の上昇により増収となりました。有機化学品事業は、酢酸エチルは販売数量が減少しましたが、アリルアルコール等の販売価格上昇により前期並みの売上となりました。

この結果、当部門の売上高は、2,737億39百万円と前期比16.0%の増収となりましたが、営業利益は、定期修理の影響による販売数量減少、原料価格上昇の影響等により、48億77百万円と前期比31億15百万円の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

＜大分コンビナート 最新鋭分解炉へのエチレン生産設備効率化工事を完了＞

当社は、コスト競争力の強化と環境負荷の低減を主な目的として、最新鋭高効率分解炉への更新工事を実施し、平成22年5月より稼働させました。これにより、国内トップレベルのエネルギー効率を実現するとともに、二酸化炭素排出量が年間約6万トン削減可能となりました。

＜昭和高分子株式会社との合併による機能性高分子事業部の発足＞

当社は、昭和高分子株式会社の機能性高分子事業の成長・育成を加速し、より一層の相乗効果を実現するため、平成22年7月1日付で同社を合併し、機能性高分子事業部を発足させました。

＜ディスプレイ向け耐熱・透明フィルム パイロット設備建設を決定＞

当社は、高い透明性、耐熱性や表面硬度等の特長を有するディスプレイ向け耐熱・透明フィルムのパイロット設備を、大分コンビナート内に建設することを決定し、平成23年6月より稼働させる予定です。将来的には、タッチパネルや液晶等のディスプレイ分野に加え、光学フィルム分野への展開を図ってまいります。

（化学品部門）

アンモニア、合成ゴム「ショウブレン[®]」は、販売数量増加により増収となりました。アクリロニトリルは、販売数量の増加に加え販売価格も上昇し増収となりました。一方、炭酸ガス、ドライアイスは、昭和炭酸株式会社等2社の決算期変更による影響が当期はなくなりましたため、総じて減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、899億23百万円と前期比2.1%の減収となりましたが、営業利益は、販売数量増加等により、36億49百万円と前期比32億3百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

＜塗料・コーティング、接着剤向け機能性モノマー事業 拡大強化を決定＞

当社は、チオール系樹脂硬化促進材料「カレンズMT[®]PE1」の生産設備を川崎事業所に建設することを決定し、平成23年の年央より稼働させる予定です。本製品は、エポキシ樹脂等に添加すると、樹脂の硬化性を格段に向上させ、接着性などの樹脂の性質が改善されることから、建設、船舶等の塗料、コーティング、接着剤向けへの拡大が期待されております。

（電子・情報部門）

ハードディスク、化合物半導体、半導体向け特殊ガスは、それぞれ販売数量が増加し増収となりました。レアアース磁石合金は、販売数量増加と原料価格高騰による販売価格上昇により増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,763億97百万円と前期比38.0%の増収となり、営業利益は、ハードディスク等の販売数量増加により、146億21百万円と前期比243億96百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<ハードディスク生産設備 能力増強を決定>

当社は、ノートパソコン、サーバー、デジタル家電向け等に需要拡大が見込まれるハードディスクについて、シンガポールをはじめ、各生産拠点において、生産能力を合わせて月産500万枚引き上げることを決定いたしました。これにより当社グループにおける生産能力は、平成23年6月末までに月産2,700万枚となります。今後も需要拡大に応じて、引き続き生産能力増強を検討してまいります。

<レアアース磁石合金原料生産工場 ベトナムに竣工>

当社は、昭和電工レアアースベトナム有限会社において、高性能ネオジム系磁石合金の原料となるジウムメタルおよびジスプロシウムメタルの生産設備を完成させ、平成22年5月より年産800トンの規模でリサイクル原料による生産を開始しました。

<青色LED素子 生産能力増強工事を完了>

当社は、液晶テレビのバックライトや一般照明向けに用途が拡大している青色LED素子について、千葉事業所における増強工事を平成22年7月に完了させ、生産能力を月産2億個から3億4,000万個へ引き上げました。

<エレクトロニクス分野向け特殊材料ガス 合弁会社設立>

当社は、太陽電池、半導体、液晶パネル等のエレクトロニクス製品の生産工程で用いられる特殊材料ガスについて、事業の一部をエア・ウォーター株式会社と共同運営していくことに合意し、昭和電工エア・ウォーター株式会社を平成22年12月に設立いたしました。同社はCIGS型太陽電池パネルの成膜に用いられるセレン化水素の生産を、平成23年6月より開始する予定です。

(無機部門)

セラミックス事業は、顧客である電子部品・自動車部品業界を中心に販売数量が増加し増収となりました。黒鉛電極事業は、日本、米国ともに販売数量が増加し増収となりました。この結果、当部門の売上高は、753億39百万円と前期比40.3%の増収となり、営業利益は、両事業の販売数量増加により、92億70百万円と前期比56億67百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<アルミナ工場 インドネシアに建設決定>

当社は、エレクトロニクス製品の部材などに用いられるケミカル用アルミナ事業について、インドネシアのアンタム社と共同で、生産能力年間30万トンの新工場を建設することに合意いたしました。新工場は平成26年1月より操業を開始する予定です。

(アルミニウム他部門)

圧延品事業は、コンデンサー用高純度箔の販売数量が増加し増収となりました。押出・機能材事業においては、レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダーは販売数量が増加し増収となりましたが、押出品は前年下期に建材向け汎用品から撤退したため、総じて小幅な減収となりました。

また、自動車向け熱交換器事業は、欧州は減収となったものの、国内、米国、中国およびタイが増収となり、総じて増収となりました。ショウティック事業は、自動車向けに販売数量が増加し増収となりました。アルミニウム缶は、猛暑の影響もあり、販売数量が増加し増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,817億91百万円と前期比7.7%の増収となり、営業利益は、販売数量の増加に加え、前期に実施した事業構造改革の効果もあり、92億99百万円と前期比135億16百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<自動車空調用熱交換器事業の譲渡に基本合意>

当社は、日本、米国、欧州、中国およびタイで生産しているアルミニウム製自動車空調用熱交換器事業について、主要ユーザーである株式会社ケーヒンへ事業譲渡することとし、平成22年10月に同社と基本合意いたしました。

当社は、今後、高付加価値アルミニウム製品の育成に資源を集中することにより、アルミニウム事業の強化を図ってまいります。

<冷却器事業開発部を新設>

当社は、ハイブリッド自動車向け等に需要の拡大が見込まれるパワー半導体冷却器事業の強化を図るため、平成22年4月に冷却器事業開発部を新設いたしました。

設備投資の状況

当社グループは、当期において大分コンビナートのエチレン生産設備効率化工事、青色LED素子の生産能力の増強工事を完了しました。

さらに、ハードディスク生産能力増強工事、その他の設備増強、合理化、生産維持、環境保全等の工事を実施し、当期の設備投資総額は、580億円となりました。

資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金ならびに普通社債およびコマーシャル・ペーパーの発行により資金調達を行いました。財務体質の強化を図るため、引き続き有利子負債の圧縮に取り組み、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ229億円減少し、3,510億円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、景気は持ち直していくことが期待されているものの、欧州をはじめとする海外経済の下振れリスク、為替、株式市場の変動、原材料価格の高騰等による影響が懸念され、引き続き厳しい企業経営環境が予想されます。

このような情勢下、当社グループは、新連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」を平成23年1月から始動させました。中核事業領域と定めた「エネルギー・環境」と「情報・電子」の分野を中心に、成長戦略を積極的に推進してまいります。

また、当社グループは、CSR(企業の社会的責任)を全ての事業活動の基本と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスおよびリスク管理の強化を重要な経営課題と認識し、社会と市場での高い信頼と評価を得る企業グループの実現を目指してまいります。

当社グループは、社会的に有用で安全性に配慮した技術や製品およびサービスを開発、提供し、社会の健全な発展に貢献してまいります。また、安全の確保に万全を期すとともに、省資源、省エネルギーならびに産業廃棄物および化学物質排出量の削減に努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第99期 平成19年	第100期 平成20年	第101期 平成21年	第102期 平成22年 (当期)
売 上 高 (百 万 円)	1,023,238	1,003,876	678,204	797,189
経 常 利 益 (百 万 円)	59,989	9,793	△22,325	30,471
当 期 純 利 益 (百 万 円)	33,066	2,451	△37,981	12,706
1株当たり 当期純利益 (円)	27.52	1.96	△29.44	8.49
純 資 産 (百 万 円)	298,659	265,459	286,722	284,965
総 資 産 (百 万 円)	1,029,629	962,010	958,303	924,484

(注) 上記の売上高、経常利益、当期純利益、純資産および総資産の金額は、百万円未満を四捨五入により表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
昭 光 通 商 株 式 会 社	百万円 8,022	% 43.32 (0.01)	各種化学品、軽金属等の販売および不動産業
鶴 崎 共 同 動 力 株 式 会 社	百万円 2,985	% 40.50	大分石油化学コンビナートにおける蒸気、電力、用水の供給および排水、廃棄物処理
昭和アルミニウム缶株式会社	百万円 2,160	% 100.00	飲料用アルミニウム缶の製造
昭 和 炭 酸 株 式 会 社	百万円 2,079	% 100.00	液化炭酸ガス、ドライアイス等の製造販売
昭和電工パッケージング株式会社	百万円 1,700	% 100.00	食品、エレクトロニクス分野向け包装材料等の製造販売
昭和電工HD山形株式会社	百万円 450	% 100.00	ハードディスクの製造販売
昭和電工(大連)有限公司	百万円 1,000	% 100.00	レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダーの製造販売
昭和電工カーボン・インコーポレーテッド	千米ドル 50,000	% 100.00	黒鉛電極の製造販売
P T. ショウワ・エステリン ド・インドネシア	千米ドル 24,400	% 66.98	酢酸エチルの製造販売
ショウワ・アルミニウム・コーポレーション・オブ・アメリカ	千米ドル 20,900	% 100.00	自動車用熱交換器、OA機器部品、アルミニウム鍛造品の製造販売
昭和電工HDトレース・コーポレーション	千NTドル 4,641,193	% 98.38	ハードディスクの製造販売
昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポールドル 112,900	% 100.00	ハードディスクの製造販売
昭和電工HDマレーシアSDN. BHD.	千リンギット 123,996	% 100.00	ハードディスク用アルミニウム基板の製造販売
ショウワ・アルミニウム・チェコス. R. O.	千チェココロナ 531,830	% 100.00	自動車用熱交換器の製造販売
大洋昭和汽車空調(大連)有限公司	千人民元 121,987	% 55.00	自動車用熱交換器の製造販売

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。
2. 昭和高分子株式会社は、当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
3. 昭和エンジニアリング株式会社は、エンジニアリング業務を当社に統合し解散したため、重要な子会社から除外いたしました。
4. 連結子会社は40社、持分法適用会社は17社であります。

(5) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
石油化学部門	オレフィン、有機化学品、合成樹脂
化学品部門	化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂
電子・情報部門	ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス・機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン
無機部門	セラミックス、黒鉛電極
アルミニウム他部門	アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材、エンジニアリング

(6) 主要な営業所および事業所

① 当社

営業所	本社(東京都)、大阪支店(大阪市)、名古屋支店(名古屋市)、福岡支店(福岡市)
事業所	大分コンビナート(大分県)、伊勢崎事業所(群馬県)、龍野事業所(兵庫県)、川崎事業所(川崎市)、東長原事業所(福島県)、徳山事業所(山口県)、横浜事業所(横浜市)、塩尻事業所(長野県)、大町事業所(長野県)、堺事業所(堺市)、喜多方事業所(福島県)、彦根事業所(滋賀県)、小山事業所(栃木県)、千葉事業所(千葉県)、秩父事業所(埼玉県)、研究開発センター(千葉市)

② 重要な子会社

国内	昭光通商株式会社(東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、仙台市)、鶴崎共同動力株式会社(大分県)、昭和アルミニウム缶株式会社(東京都、栃木県、滋賀県、福岡県)、昭和炭酸株式会社(東京都、川崎市、三重県)、昭和電工パッケージング株式会社(神奈川県、滋賀県)、昭和電工HD山形株式会社(山形県)
海外	昭和電工(大連)有限公司(中国)、昭和電工カーボン・インコーポレーテッド(米国)、P.T. ショウワ・エステルインドネシア(インドネシア)、ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ(米国)、昭和電工HDトレース・コーポレーション(台湾)、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)、昭和電工HDマレーシアSDN. BHD. (マレーシア)、ショウワ・アルミニウム・チェコス. R. O. (チェコ)、大洋昭和自動車調(大連)有限公司(中国)

(7) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
国内	6,101名	348名減少
海外	5,496名	381名増加
合計	11,597名	33名増加

(注) 当社の従業員数は4,211名(前期末比175名増加)であります。ただし出向者1,122名を含みません。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	59,568
農林中央金庫	31,280
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,923
みずほ信託銀行株式会社	26,605
株式会社日本政策投資銀行	23,626

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 3,300,000,000株
発行済株式の総数 1,496,628,748株
(自己株式 484,178株を除く。)

- (2) 株主数 115,152名

(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	94,440	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	73,189	4.89
富国生命保険相互会社	55,168	3.69
第一生命保険株式会社	45,000	3.01
株式会社損害保険ジャパン	41,868	2.80
全国共済農業協同組合連合会	38,420	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	29,377	1.96
日本生命保険相互会社	28,711	1.92
明治安田生命保険相互会社	26,447	1.77
昭和電工従業員持株会	20,580	1.38

3. 会社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に付された新株予約権

発行決議の日	平成21年9月29日
新株予約権の数	240個
目的となる株式の種類および数	普通株式 82,474,226株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの転換価額	当初291円
権利行使期間	平成21年10月15日から平成26年10月21日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高橋 恭平	代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)	
井本 憲邦	代表取締役役員 専任 専務執行役員、 専任 事務室、総務室担 当 法人事務室、CSR室、 最高リスク管理責任者(CRO)	
野村 一郎	取締役役員 専任 内部監査室、IR・広報室、 経理室、財務室担 当 情報システム室、 最高財務責任者(CFO)	
坂井 伸次	取締役役員 専任 戦略企画室、中国室担 当	昭和電工(上海)有限公司董事長
大井 敏夫	取締役役員 専任 化学製品事業部担 当 先端電池材料部	ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長 昭和電工エアープロダクツ株式会社 取締役社長 台湾昭和化学製品製造股份有限公司董事長 浙江衢州巨化昭和電子化学材料 有限公司董事長 F2ケミカルズ・リミテッド取締役会長
塚本 建次	取締役役員 専任 研究開発本役員 最高技術責任者(CTO)	
市川 秀夫	取締役役員 専任 HD事業部	昭和電工HD山形株式会社取締役社長 昭和電工HDトレース・コーポレー ション董事長 昭和電工HDシンガポール・プライ ベート・リミテッド取締役社長 昭和電工エレクトロニクス株式会 社取締役社長
秋山 智史	取締役	富国生命保険相互会社取締役会長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
伊藤 博	常勤監査役	
柏田 邦夫	常勤監査役	
糸田 省吾	監査役	
手塚 裕之	監査役	西村あさひ法律事務所パートナー 弁護士
小原 之夫	監査役	昭栄株式会社取締役会長

- (注) 1. 平成23年1月4日をもって、高橋恭平氏に加え、市川秀夫氏を代表取締役選定し、高橋恭平氏は代表取締役会長に、市川秀夫氏は代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
2. 当社は、執行役員制度を採用しております。平成23年1月4日をもって本年度の執行役員を選任し、市川秀夫氏は社長執行役員を、塚本建次氏は常務執行役員をそれぞれ兼務いたしました。
3. 平成22年3月26日開催の第101回定時株主総会において、小原之夫氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
4. 当期中に退任した役員は、次の各氏であります。(役名は退任時)
 取締役会長 大橋光夫(平成22年3月26日退任)
 取締役 玉田哲夫(平成22年3月26日退任)
 取締役 宮崎 孝(平成22年3月26日退任)
 取締役 白石俊一(平成22年3月26日退任)
 監査役 岩井英司(平成22年3月26日退任)
5. 取締役秋山智史氏は、社外取締役であります。
6. 取締役秋山智史氏の兼職先である富国生命保険相互会社は、当社株式の3.69%を所有しております。また、当社は、同社との間に、資金の借入等の取引関係があります。
7. 監査役糸田省吾、手塚裕之、小原之夫の各氏は、社外監査役であります。
8. 監査役手塚裕之氏の兼職先である西村あさひ法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
9. 監査役小原之夫氏の兼職先である昭栄株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
10. 常勤監査役伊藤博氏は、当社経理・財務部門において長年にわたる経験を有しており、さらに、当社の経理部長、財務部長および経理・財務部門担当取締役を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役12名 320百万円 (うち社外1名 12百万円)
 監査役6名 87百万円 (うち社外4名 31百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、当期中に退任した取締役4名および監査役1名に支給した報酬等が含まれております。
2. 使用人兼務取締役の使用人給与と相当額の総額は13百万円であり、上記支給額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 活動状況、兼任状況等

(ア) 取締役 秋山智史

<活動状況>

秋山智史氏は、当期に開催された取締役会全15回中11回出席いたしました。生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

<他の法人等の社外役員との兼任状況>

秋山智史氏は、富士急行株式会社、株式会社帝国ホテル、株式会社東京ドームおよび日清紡ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任いたしております。

(イ) 監査役 糸田省吾

<活動状況>

糸田省吾氏は、当期に開催された取締役会全15回中14回、監査役会全16回中15回出席いたしました。公正取引委員会等における長年の経験と法的知識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

<他の法人等の社外役員との兼任状況>

糸田省吾氏は、レンゴー株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

(ウ) 監査役 手塚裕之

<活動状況>

手塚裕之氏は、当期に開催された取締役会全15回中14回、監査役会全16回中15回出席いたしました。国際経験豊かな弁護士としての知見、企業法務に関する豊富な見識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

<他の法人等の社外役員との兼任状況>

手塚裕之氏は、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

(エ) 監査役 小原之夫

<活動状況>

小原之夫氏は、就任後に開催された取締役会12回中12回、監査役会12回中12回出席いたしました。金融機関の経営に長年携わるとともに、コンサルタント事業会社の経営に携わり、その幅広い経験と見識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

<他の法人等の社外役員との兼任状況>

該当事項はありません。

② 責任限定契約の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等

94百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

178百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、昭和電工(大連)有限公司、昭和電工HDトレース・コーポレーション、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド、昭和電工HDマレーシアSDN. BHD.、ショウワ・アルミニウム・チェコS. R. O.、大洋昭和汽車空調(大連)有限公司の6社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「IFRS(国際財務報告基準)に関する会計アドバイザリー業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断される場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な推進基盤として企業行動規範の制定および企業倫理委員会の設置を行います。期初に企業倫理月間を設けコンプライアンスの再確認をし、継続的に行う各スタッフ部門

による研修や各事業部門のコンプライアンス推進体制を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、組織業績等の評価へ反映させます。また、内部牽制制度や社内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制について、適切な整備・運用を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程等の社内規程により保存し管理します。また、情報の取り扱いには、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等に基づき行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社に係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、各事業部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

社長が議長を務めるCSR会議の下に、最高リスク管理責任者(CRO)を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針を定め、全社リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、各部門の実施状況の確認を行います。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、各スタッフ部門で社内規程の制定およびマニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために、執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。

経営の目指す方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定め、全社および各部門の年度の課題および目標値を、年間実行計画(予算)として設定し、これに基づく業績管理を行います。

経営組織規程による業務分掌・職務権限の明確化および事業部門制による個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定により、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

(5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化をグループとして推進し、関係会社は、企業行動規範を制定し、その浸透を図ります。また、内部通報制度の運用は、グループ全体として行います。

経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年間実行計画(予算)は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして策定するとともに、業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。

監査役および各内部監査部門は、必要に応じ関係会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な関係会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

- (6) **監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
当社は、監査役の職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえでを行います。
- (7) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。
また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。なお、内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。
社長は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

したがって、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、十分な情報をもとに、熟慮に必要な十分な時間を与えられたうえで、当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、製品、事業を通じて企業価値を高め、株主の皆様、お客様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様にご信頼をいただき評価される「社会貢献企業」の実現を、連結中期経営計画や各年度の経営方針を通じて目指しております。

さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくために、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上とリスク管理の強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりを経営の重要課題として

掲げ、コンプライアンスの強化、経営の監視監督機能の強化、経営責任の明確化、意思決定および業務執行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化、環境、安全、品質の確保、地域との対話等に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

① 本対応方針の発動に係る手続の設定

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付けを行うこと等を希望する者(以下、「当該買付者」といいます。)が出現した場合に、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないために次の手続を定めております。

- (ア) 事前に当該買付けに関する情報の提供を求めること
- (イ) 情報収集検討等を行う期間を確保すること
- (ウ) 当該買付者が手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、一定の対抗措置を採ること

② 対抗措置の内容

当社が当該買付者以外の全株主に対して新株予約権を無償割当てするほか、法令または定款が認める措置を行うことができます。

③ 本対応方針の有効期間

有効期間は、平成22年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

(注) 有効期間満了にあたり、当社は、本対応方針を一部改定のうえ更新することとし、平成23年2月9日開催の取締役会において、第4号議案として本総会に付議することを決議いたしております。詳細につきましては、招集ご通知42頁から60頁をご参照ください。

(4) 本対応方針に対する判断およびその理由

以下の理由から、本対応方針は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること
- ② 有効期間中であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能であり、また、当社取締役の選任を通じて当該買付者を含めた株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であること
- ③ 取締役の任期に期差任期制を採用していないこと
- ④ 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること
- ⑤ 当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること

連結貸借対照表 (平成22年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	312,181	流動負債	328,667
現金及び預金	43,627	支払手形及び買掛金	114,234
受取手形及び売掛金	135,611	短期借入金	73,721
商品及び製品	45,085	1年内返済予定の長期借入金	59,852
仕掛品	10,422	コマーシャル・ペーパー	6,000
原材料及び貯蔵品	45,151	1年内償還予定の社債	3,000
繰延税金資産	3,309	未払金	46,811
その他の	29,312	修繕引当金	276
貸倒引当金	△336	賞与引当金	1,918
		事業構造改善引当金	67
		新潟水俣病関連引当金	976
		その他	21,812
固定資産	612,302	固定負債	310,851
有形固定資産	499,836	社債	30,000
建物及び構築物	87,782	長期借入金	178,461
機械装置及び運搬具	142,688	繰延税金負債	2,974
工具、器具及び備品	8,021	再評価に係る繰延税金負債	45,818
土地	255,188	退職給付引当金	26,295
建設仮勘定	6,157	修繕引当金	595
無形固定資産	12,155	その他	26,709
のれん	2,631		
その他	9,524	負債合計	639,519
投資その他の資産	100,311	(純資産の部)	
投資有価証券	58,813	株主資本	239,525
繰延税金資産	27,462	資本金	140,564
その他の	14,700	資本剰余金	62,223
貸倒引当金	△665	利益剰余金	36,916
		自己株式	△178
		評価・換算差額等	2,114
		その他有価証券評価差額金	△3,749
		繰延ヘッジ損益	269
		土地再評価差額金	22,373
		為替換算調整勘定	△16,778
		少数株主持分	43,325
		純資産合計	284,965
資産合計	924,484	負債純資産合計	924,484

連結損益計算書 (平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		797,189
売 上 原 価		670,260
売 上 総 利 益		126,928
販売費及び一般管理費		88,206
営 業 利 益		38,723
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,213	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,206	
雑 収 入	2,906	5,324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,635	
雑 支 出	7,941	13,576
経 常 利 益		30,471
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	3,545	
そ の 他	1,368	4,912
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,449	
減 損 損 失	4,610	
新 潟 水 俣 病 関 連 引 当 金 繰 入 額	976	
そ の 他	6,572	15,608
税金等調整前当期純利益		19,775
法人税、住民税及び事業税	6,026	
法 人 税 等 調 整 額	△1,250	4,776
少 数 株 主 利 益		2,293
当 期 純 利 益		12,706

連結株主資本等変動計算書 (平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年12月31日残高	140,564	62,225	29,311	△174	231,925
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,490		△4,490
当期純利益			12,706		12,706
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△1		4	2
土地再評価差額金の取崩			△609		△609
そ の 他			△2		△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△1	7,605	△3	7,600
平成22年12月31日残高	140,564	62,223	36,916	△178	239,525

	評価・換算差額等					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年12月31日残高	2,574	△204	21,764	△11,962	12,172	42,625	286,722
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,490
当期純利益							12,706
自己株式の取得							△7
自己株式の処分							2
土地再評価差額金の取崩							△609
そ の 他							△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△6,323	473	609	△4,817	△10,058	700	△9,358
連結会計年度中の変動額合計	△6,323	473	609	△4,817	△10,058	700	△1,757
平成22年12月31日残高	△3,749	269	22,373	△16,778	2,114	43,325	284,965

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

昭光通商株式会社

鶴崎共同動力株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

昭和炭酸株式会社

昭和電工パッケージング株式会社

昭和電工HD山形株式会社

昭和電工(大連)有限公司

昭和電工カーボン・インコーポレーテッド

P.T. ショウワ・エステリンド・インドネシア

ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ

昭和電工HDトレース・コーポレーション

昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド

昭和電工HDマレーシアSDN. BHD.

ショウワ・アルミニウム・チェコS. R. O.

大洋昭和汽車空調(大連)有限公司

当連結会計年度より、昭和高分子株式会社は当社と合併したため、連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

名古屋研磨材工業株式会社ほか61社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 17社

持分法を適用した非連結子会社の数 2社 ハイパック株式会社ほか

持分法を適用した関連会社の数 15社 日本ポリエチレン株式会社ほか

当連結会計年度より、クリスタルスベシヤリティーズ・インコーポレーテッドは清算終了により持分法の適用範囲から除外している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 101社

持分法を適用しない非連結子会社の数 60社 名古屋研磨材工業株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社の数 41社 株式会社ジー・イーテクノスほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

P.T. ショウワ・エステリンド・インドネシアほか1社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

- | | |
|---|--|
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 主として総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
| (3) デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| (4) 減価償却資産の減価償却の方法 | 主として定額法
(当社の一部の資産及び連結子会社の一部の資産については、定率法を採用) |
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。 |
| ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・
リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用している。
なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。 |
| (5) 繰延資産の処理方法 | 社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。 |
| (6) 重要な引当金の計上基準 | |
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 |
| ② 修繕引当金 | 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上している。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上している。 |
| ④ 事業構造改善引当金 | 当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。 |
| ⑤ 新潟水俣病関連引当金 | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金の支出等に備えるため、その支出見込額を計上している。 |
| ⑥ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。 |
| (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項 | |
| 消費税等の会計処理の方法 | 税抜方式によっている。 |
| 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 | 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっている。 |
| 6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 | のれん及び負ののれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却している。 |

(会計方針の変更)

「工事契約に関する会計基準」の適用

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

この変更による損益への影響は軽微である。

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を当連結会計年度より適用している。

この変更による損益への影響はない。

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成22年4月1日以降実施される企業結合等から適用されることに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	有形固定資産	171,863百万円
	投資有価証券	818百万円
担保に係る債務の金額	支払手形及び買掛金	350百万円
	長期借入金	1,447百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	固定負債(その他)	618百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		706,367百万円
3. 保証債務	関係会社等の借入金等 に対する保証債務	2,792百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,497,112,926株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年 3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,490百万円	3円	平成21年 12月31日	平成22年 3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年 3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,490百万円	3円	平成22年 12月31日	平成23年 3月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 82,474,226株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な長期資金については主に設備投資計画等に基づき銀行借入、社債の発行等によって調達すると共に、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等により調達している。一時的な余資については、利回りが確定しており、かつ元本割れの可能性が極めて少ない金融商品に限定して運用することとしている。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わないこととしている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、輸出入取引等により発生する外貨建ての債権は、為替レートの変動リスクに晒されているが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき、為替予約取引や通貨スワップ取引を利用することでヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は主に取引先企業等との関係の維持・強化のために保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日である。また、原料等の輸入に伴う外貨建ての債務は、為替レートの変動リスクに晒されているが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき為替予約取引を利用することでヘッジしている。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものである。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、大部分は金利スワップ取引を利用することによりリスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務及び外貨建資金調達取引に係る為替相場の変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引、金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引、商品の売買契約に対する市況変動リスクのヘッジを目的としたアルミ地金の先渡取引である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	43,627	43,627	—
(2) 受取手形及び売掛金	135,611	135,611	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	33,250	33,250	△0
(4) 支払手形及び買掛金	(114,234)	(114,234)	—
(5) 短期借入金	(73,721)	(73,721)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(59,852)	(60,115)	△263
(7) コマーシャル・ペーパー	(6,000)	(6,000)	—
(8) 1年内償還予定の社債	(3,000)	(3,000)	—
(9) 未払金	(46,811)	(46,811)	—
(10) 社債	(30,000)	(30,400)	△400
(11) 長期借入金	(178,461)	(179,993)	△1,533
(12) デリバティブ取引	389	389	—

(*) 負債で計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格等によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(7)コマーシャル・ペーパー、並びに(9)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、及び(11)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされ(下記(12)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8) 1年内償還予定の社債、及び(10)社債

これらの時価については、短期間で償還されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、それ以外のものは市場価格によっている。

(12)デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっている。為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記(6)、(11)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	25,565

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	161円47銭
1株当たり当期純利益	8円49銭

(その他の注記)

1. 決算期末日における満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	498百万円
支払手形	872百万円

2. 手形債権の流動化

当社及び一部の連結子会社は、手形債権の流動化を行っている。このため、受取手形は18,928百万円減少し、資金化していない部分3,904百万円は流動資産の「その他」に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の

帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 65,249百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

貸借対照表 (平成22年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	225,304	流動負債	271,459
現金及び預金	23,709	買掛金	75,935
受取手形	2,127	短期借入金	58,400
売掛金	103,922	1年内返済予定の長期借入金	55,159
有価証券	2	コマーシャル・ペーパー	6,000
商品及び製品	28,813	未払金	38,483
原材料及び貯蔵品	5,860	未払費用	2,850
前払費用	30,272	未払法人税等	431
繰延税金資産	1,083	前受り金	569
短期貸付金	1,430	預引当金	27,735
未収入金	2,193	修繕引当金	223
その他の引当金	10,755	賞与引当金	1,280
	10,816	新潟水災被災者支援金	976
	5,749	その他	3,417
	△1,428		
固定資産	607,288	固定負債	318,863
有形固定資産	406,365	社債	30,000
建物	44,096	新株予約権付社債	24,000
構築物	14,588	長期借入金	176,803
機械及び装置	94,218	再評価に係る繰延税金負債	45,268
車両運搬具	167	退職給付引当金	24,421
工具、器具及び備品	6,628	修繕引当金	497
土地	243,189	その他	17,875
建設仮勘定	3,478		
無形固定資産	9,265	負債合計	590,322
借入地権	7,210		
ソフウェア	1,574	(純資産の部)	
その他の資産	482	株主資本	223,049
投資その他の資産	191,658	資本金	140,564
投資有価証券	30,144	資本剰余金	62,138
関係会社株	118,429	資本準備金	25,139
関係会社出資金	5	その他資本剰余金	36,999
長期貸付金	7,704	利益剰余金	20,489
繰延税金資産	2,757	利益準備金	2,054
その他の引当金	3,883	その他利益剰余金	18,435
	26,833	固定資産圧縮積立金	851
	2,299	特別償却準備金	23
	△396	別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	12,562
		自己株式	△142
		評価・換算差額等	19,221
		その他有価証券評価差額金	△3,203
		繰延ヘッジ損益	27
		土地再評価差額金	22,397
資産合計	832,591	純資産合計	242,269
		負債純資産合計	832,591

損益計算書 (平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		544,088
売 上 原 価		479,920
売 上 総 利 益		64,168
販売費及び一般管理費		51,662
営 業 利 益		12,505
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,628	
雑 収 入	2,836	12,464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,302	
雑 支 出	6,224	12,526
経 常 利 益		12,443
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	3,545	
抱合せ株式消滅差益	2,637	
そ の 他	1,017	7,198
特 別 損 失		
固定資産除売却損	2,942	
減 損 損 失	4,321	
貸倒引当金繰入額	57	
新潟水俣病関連引当金繰入額	976	
そ の 他	6,084	14,380
税引前当期純利益		5,261
法人税、住民税及び事業税	36	
法 人 税 等 調 整 額	△1,507	△1,470
当 期 純 利 益		6,731

株主資本等変動計算書 (平成22年1月1日から 平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	
平成21年12月31日残高	140,564	62,139	—	62,139	1,605	1,064	48
当 期 変 動 額							
資 本 準 備 金 の 取 崩		△37,000	37,000	—			
剰 余 金 の 配 当					449		
合併により引き継いだ固定 資産圧縮積立金の振替						160	
固定資産圧縮積立金の取崩						△372	
特別償却準備金の取崩							△26
別 途 積 立 金 の 取 崩							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△1	△1			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	△37,000	36,999	△1	449	△212	△26
平成22年12月31日残高	140,564	25,139	36,999	62,138	2,054	851	23

(単位：百万円)

株 主 資 本				評価・換算差額等					純 資 産 計 合 計
利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 換 算 差 額 金	
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計							
29,000	△13,045	18,672	△139	221,236	2,136	△224	21,973	23,885	245,121
				-					-
	△4,939	△4,490		△4,490					△4,490
	△160	-		-					-
	372	-		-					-
	26	-		-					-
△24,000	24,000	-		-					-
	6,731	6,731		6,731					6,731
			△7	△7					△7
			4	2					2
	△424	△424		△424					△424
					△5,339	251	424	△4,664	△4,664
△24,000	25,606	1,817	△3	1,813	△5,339	251	424	△4,664	△2,852
5,000	12,562	20,489	△142	223,049	△3,203	27	22,397	19,221	242,269

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
其他有価証券
時価のあるもの
時価のないもの
 - 償却原価法
移動平均法に基づく原価法
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)
主として定額法
一部(秩父事業所等)の有形固定資産は定率法によっている。
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用している。
なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 修繕引当金
製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度末までに負担すべき金額を計上している。
 - (3) 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上している。
 - (4) 新潟水保病関連引当金
「水保病被害者の救済及び水保病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金の支出等に備えるため、その支出見込額を計上している。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌事業年度から費用処理している。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

「工事契約に関する会計基準」の適用

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

この変更による損益への影響は軽微である。

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を当事業年度より適用している。

この変更による損益への影響はない。

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成22年4月1日以降実施される企業結合等から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物	6,864百万円	
	構築物	6,783百万円	
	機械及び装置	24,954百万円	
	工具、器具及び備品	1,209百万円	
	土地	120,832百万円	
	投資有価証券	493百万円	
担保に係る債務の金額	長期借入金	1,096百万円	
	(含1年以内返済予定額)		
2. 有形固定資産の減価償却累計額		515,292百万円	
3. 保証債務等	関係会社等の借入金等 に対する保証債務	25,117百万円	
	関係会社の借入金に対 する保証予約	168百万円	
4. 関係会社に対する短期金銭債権	67,018百万円	長期金銭債権	2,754百万円
関係会社に対する短期金銭債務	44,014百万円	長期金銭債務	24,002百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	144,807百万円
	仕入高	90,254百万円
	営業取引以外の取引高	14,231百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

484,178株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

繰越欠損金 19,416百万円
退職給付引当金 9,936百万円
有価証券評価減 7,389百万円
固定資産減損処理 5,498百万円
その他 6,917百万円

繰延税金資産小計 49,156百万円

評価性引当額 △15,405百万円

繰延税金資産合計 33,752百万円

(繰延税金負債)

時価評価による簿価修正額 △3,520百万円

固定資産圧縮積立金 △588百万円

その他有価証券評価差額金 △584百万円

その他 △34百万円

繰延税金負債合計 △4,726百万円

繰延税金資産の純額 29,026百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額 5,184百万円

(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 3,568百万円

(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の減損損失累計額相当額 104百万円

(4) 当事業年度の末日におけるリース物件の期末残高相当額 1,512百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	昭光通商㈱	(所有) 直接 43.31% 間接 0.01%	当社製品の販売 製品・原材料等の 購入	各種製品の販売 (注1)	25,881	売掛金	9,446
子会社	昭和高分子㈱	(所有) 直接 100.00%	当社製品の販売 製品の購入 資金の預り	資金の預り (注2)	△10,137	預り金	—
子会社	昭和電工 カーボン・ インコーポ レーテッド	(所有) 直接 100.00%	当社製品の販売 資金の預り	受取配当金 資金の預り (注2)	7,530 △6,792	— 預り金	— 8,308
子会社	昭和電工HD シンガポール プライベート リミテッド	(所有) 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	債務の保証 (注3)	17,136	—	—
子会社	エス・ディー・ プリファード・ キャピタル リミテッド	(所有) 直接 100.00%	新株予約権付社債 の発行	新株予約権付社債 の発行 (注2)	—	新株予約権 付社債	24,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 販売価格は、市場価格を勘案して決定している。

取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

(注2) 利率は市場金利を勘案して決定している。

なお、取引金額は前期末残高からの増減額を記載している。

昭和高分子㈱と当社は平成22年7月1日をもって合併しているため、期末残高はない。

(注3) 昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッドの金融機関等からの借入債務等につき債務保証を行っている。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載している。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	161円88銭
1 株当たり当期純利益	4円50銭

(その他の注記)

1. 決算期末日の満期手形の会計処理

当事業年度末日は銀行休業日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当事業年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	45百万円
------	-------

2. 手形債権の流動化

当社は手形債権の流動化を行っている。このため受取手形は5,904百万円減少し、資金化していない部分973百万円は未収入金に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)

64,692百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 沖 恒弘[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神谷 英一[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 俊夫[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電工株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 恒弘[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神谷 英一[㊞]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 俊夫[㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。またそのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月8日

昭和電工株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 博 ㊟

常勤監査役 柏田 邦夫 ㊟

社外監査役 糸田 省吾 ㊟

社外監査役 手塚 裕之 ㊟

社外監査役 小原 之夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

当社は、配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、営業成績および今後の事業競争力、財務体質強化等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額4,489,886,244円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年3月31日

2. その他の剰余金処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(8名)の任期が本総会終結の時をもって満了となります。取締役会の機能強化のため1名増員し、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1.	たかはし きょうへい 高橋 恭平 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 日本ポリオレフィン株式会社企画部長 平成8年6月 モンテル・ジェイビーオー株式会社 取締役社長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社取締役副社長 平成13年1月 サンアロマー株式会社取締役副社長 平成14年3月 当社常務取締役石油化学事業部門長 平成16年3月 同専務取締役 平成17年1月 同取締役社長 平成19年1月 同取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者(CEO) 平成23年1月 同取締役会長 現在に至る	226,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2.	いちかわ ひでお 市川 秀夫 (昭和27年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社ビジネスサポート部長 平成13年1月 サンアロマー株式会社ビジネスサポート部長 平成15年5月 当社戦略企画室長 平成18年1月 同執行役員戦略企画室長 平成20年3月 同取締役兼執行役員戦略企画室長 平成20年9月 同取締役兼執行役員HD事業部門長 平成22年1月 同取締役兼常務執行役員HD事業部門長 平成23年1月 同取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者(CEO) 現在に至る	52,000株
3.	つかもと けんじ 塚本 建次 (昭和23年7月1日生)	昭和47年4月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成12年5月 同社技術本部技術企画部長 平成13年3月 当社参事生産技術本部アルミニウム生産技術部長 平成14年3月 同参事アルミニウム事業部門加工技術開発センター長 平成15年3月 同執行役員アルミニウム事業部門押出品事業部長 平成17年3月 同執行役員アルミニウム事業部門副事業部門長 平成18年1月 同執行役員技術本部技術戦略室長 平成20年1月 同執行役員技術本部長 平成20年3月 同取締役兼執行役員技術本部長 平成22年1月 同取締役兼常務執行役員研究開発本部長 平成23年1月 同取締役兼常務執行役員研究開発本部長兼先端電池材料部担当 最高技術責任者(CTO) 現在に至る	48,000株
4.	※ むらた やすみち 村田 安通 (昭和24年1月31日生)	昭和46年4月 当社入社 平成6年2月 同川崎工場総務部長 平成11年3月 同大分事務所長 平成15年3月 同コーポレート・リレーション・センター総務グループ長兼秘書グループ長 平成18年1月 同執行役員総務室長 平成22年1月 同常務執行役員総務室長 平成23年1月 同常務執行役員人事部、総務室、法務室、CSR室、購買室担当 最高リスク管理責任者(CRO) 現在に至る	62,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
5.	※ こいぬま あきら 鯉 沼 晃 (昭和26年8月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 日本ポリオレフィン株式会社大分工場 生産技術部長 平成13年10月 同社大分工場長 平成15年8月 当社石油化学事業部門大分生産・技術 統括部製造グループ長 平成17年7月 同技術本部生産技術部長 平成18年1月 同技術本部生産技術室長兼生産技術 センター長 平成20年1月 同執行役員技術本部副本部長 平成22年1月 同執行役員生産技術本部長 現在に至る	101,000株
6.	※ さかい よしかず 酒井 仁和 (昭和26年10月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年1月 同財務室長 平成20年1月 同執行役員財務室長 平成23年1月 同執行役員内部監査室、IR・広報室、 経理室、財務室、情報システム室担当 最高財務責任者(CFO) 現在に至る	48,000株
7.	※ ふくだ しゅんじ 福田 俊司 (昭和28年12月12日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年7月 モンテル・ジェイピーオー株式会社 開発営業本部営業部長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ 株式会社アドバンスマテリアル事業部 マーケティングマネージャー兼 キャタロイ開発部長 平成13年1月 サンアローマ株式会社ポリプロピレン 事業部第2営業部長 平成15年6月 同社企画管理部ゼネラルマネージャー 平成16年3月 同社取締役副社長 平成18年1月 当社エレクトロニクス事業部門 エレクトロニクス営業本部長 平成20年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門 エレクトロニクス営業本部長 平成20年9月 同執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成23年1月 同執行役員戦略企画室、中国室担当 現在に至る 重要な兼職の状況 昭和電工(上海)有限公司董事長	53,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
8.	※ いwasaki ひろかず 岩 崎 廣 和 (昭和26年12月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年1月 同技術本部知的財産室長 平成20年1月 同コーポレートフェロー技術本部知的財産室長 平成21年1月 同執行役員技術本部知的財産室長 平成22年1月 同執行役員化学品事業部門化学品事業部長 平成23年1月 同執行役員化学品事業部門長 現在に至る 重要な兼職の状況 ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長 昭和電工エアプロダクツ株式会社取締役社長 昭和電工エア・ウォーター株式会社取締役社長 台湾昭和化学品製造股份有限公司董事長 浙江衢州巨化昭和電子化学材料有限公司董事長 上海昭和電子化学材料有限公司董事長 F2ケミカルズ・リミテッド取締役会長	70,000株
9.	あきやま ともふみ 秋 山 智 史 (昭和10年8月13日生)	昭和34年4月 富国生命保険相互会社入社 昭和57年5月 同社財務部長 昭和59年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成10年7月 同社取締役社長 平成20年3月 当社取締役(現職) 平成22年7月 富国生命保険相互会社取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 富国生命保険相互会社取締役会長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 秋山智史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 秋山智史氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識をもとに、就任以来当社の経営に対し有益な助言をいただいております。社外取締役として適任であると考えております。
5. 秋山智史氏の兼職先である富国生命保険相互会社は、同氏の取締役社長就任期間中に、保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い、平成20年7月3日に金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けました。同事実発生後、同氏は、経営管理態勢、内部監査態勢および保険金等支払管理態勢を改善・強化し再発防止に取り組みとともに、お客様ならびに関係者の皆様からの信頼回復に努めております。
6. 秋山智史氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 秋山智史氏が選任された場合、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役柏田邦夫氏の任期が本総会終結の時をもって満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
のむら いちろう 野村 一郎 (昭和23年8月6日生)	昭和46年7月 当社入社	123,000株
	平成13年3月 同参事アルミニウム材料事業部門 アルミニウム材料事業企画部長	
	平成15年3月 同参事アルミニウム事業部門 アルミニウム事業企画部長	
	平成16年3月 同執行役員アルミニウム事業部門 アルミニウム事業企画部長	
	平成17年1月 同執行役員	
	平成17年3月 同取締役	
	平成19年1月 同取締役兼執行役員	
	平成20年1月 同取締役兼常務執行役員	
	平成22年1月 同取締役兼専務執行役員	
	平成22年8月 同取締役兼専務執行役員 内部監査室、IR・広報室、経理室、 財務室、情報システム室担当 最高財務責任者(CFO)	
平成23年1月 同取締役社長付 現在に至る		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野村一郎氏は、新任候補者であります。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社は、平成20年3月28日開催の当社第99回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)」(以下、「現対応方針」といいます。)についてご承認をいただいております。現対応方針の有効期間が本総会終結の時をもって満了となるにあたり、その後の情勢変化等も踏まえ、検討を進めてまいりましたが、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社定款第18条の規定に基づき、一部改定のうえ、次のとおり現対応方針を更新したく(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、ご承認をお願いするものであります。

I 本対応方針導入の目的

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものと考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要な十分な時間が与えられたうえで、当社株式を保有する株主の皆様ご意思に基づき行われるべ

きものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することにならないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 当社グループの経営理念と企業価値の源泉

当社グループは、グループ経営理念「社会的に有用かつ安全でお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としての責任を果たし、その健全な発展に貢献します」のもと、豊かさを持続性の調和した社会の創造に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しております。

当社グループは、日本で初めてアルミニウムの商業生産を開始し、また国産法による硫酸肥料生産に成功するなど、創業当時より時代を切り開くパイオニア企業として、有機化学、無機化学、アルミニウム加工等を基幹技術に事業を展開してまいりました。これらの異なる基幹技術を深化・融合させることにより創出した他社にない技術力、開拓者精神に溢れ独創性を追求する従業員が、当社グループの企業価値の源泉であり、当社グループは、個性的で競争優位性を持つ技術や製品を開発・提供することにより企業価値を高め、「個性派化学」として市場から高い評価をいただいております。また、製品・サービスの提供、環境への取り組みや地域活動等を通じて株主の皆様、お客様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様にご信頼いただくことにより良好な関係を築き上げ、その維持、発展に努めており、これらは、「社会貢献企業」の実現を目指すうえで損なうことのできない貴重な財産と考えております。

当社グループは、かかる企業価値の源泉により確立した「個性派化学」を時代のニーズに応えるべく進化させ、平成23年からスタートした新連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」を完遂し、CSR経営を遂行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的向上に努めてまいります。

(2) 新連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」

当社グループは、平成23年1月から5ヵ年の新連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」をスタートしております。平成20年後半からの事業環境の激変に対し、当社グループは平成18年にスタートした3ヵ年の連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を平成22年まで2年間延長し、「パッション・エクステンション」として、事業構造改革と基盤事業の

収益性強化、成長・育成事業の展開と加速、財務体質の強化を実行してまいりました。

「PEGASUS(ペガサス)」において当社グループは、「個性派化学」をさらに進化させ、強力かつ多様な事業群をグローバルに展開することにより、各市場におけるリーディングポジションの確立を目指しております。

① コンセプト

新興国において急速な経済成長により生活水準が上昇する一方で、地球環境への負荷増大を抑制するための取り組みが世界全域で求められています。このような地球規模の市場ニーズに対応するため「エネルギー・環境」と「情報・電子」の2つの中核事業領域を設定し、当社グループ固有かつ優位性のある技術をベースに先進・先端技術領域をリードする部材・素材・ソリューションをお客様に提供し、豊かさと持続性が調和する社会の創造に貢献してまいります。

② 基本戦略

目指す事業ポートフォリオにおいて、各事業を「基盤(成長)」、「基盤(安定)」、「成長・育成」の3つに区分し、グローバル競争力のある事業に集中して経営資源を配分する成長戦略を遂行いたします。

(ア) 主力事業：「基盤(成長)」に区分される事業のうち、ハードディスクと黒鉛電極を主力事業と位置づけ、この2事業に経営資源を集中配分し、積極的な拡大戦略をとります。

(イ) 成長・育成事業：半導体高純度ガス、リチウムイオン電池材料、パワー半導体SiC、耐熱性透明フィルム、照明用有機ELや各種新機能材料等の拡大・事業化を加速します。また、高輝度LED事業において新たなビジネスモデルを構築します。

(ウ) 海外戦略：アジアを中心とする成長市場における事業拡大を積極的に進め、主力事業の他、レアアース磁石合金、コンデンサー用高純度箔、レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダー等も海外展開を加速します。

(エ) M&A、パートナーシップの活用：現有経営資源に加えて、事業戦略・研究開発の遂行上必要なM&Aやパートナーシップ等を積極的にすすめ、事業化のスピードアップを図ります。

当社グループは、「PEGASUS(ペガサス)」において、平成25年の営業利益目標を800億円とし、フリー・キャッシュフローについては400億円を目指します。

(3) CSR経営の遂行

当社グループは、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築きあげていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりの深化を経営の重要課題と認識しております。

① コーポレート・ガバナンスの強化

(ア) 監査役制度により経営の公正性・透明性の向上を図り、執行役員制度により意思決定および業務執行の実効性、迅速性を確保しています。さらに、社外取締役の選任により経営の監督機能を強化しています。

(イ) 業務執行が本来の職務である執行役員は可能な限り取締役の兼務をはずすことで経営の監督・監視機能を一層強化しています。

(ウ) コンプライアンスとリスク管理の強化、情報開示の強化をさらにすすめます。

- ② レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりの深化
- (ア) レスポンシブル・ケア活動を通じて、製品の開発から製造、物流、使用、廃棄に至る全ライフサイクルで環境・安全・健康に配慮し、信頼される製品およびサービスを提供することを追求しています。
- (イ) 株主の皆様、お客様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、地域との対話等に取り組んでいます。

これらの活動を通じて、当社グループは、環境・社会・経済の3つの側面に十分配慮し、公正で誠実な事業活動を行い、豊かさや持続性の調和した社会の創造に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しております。

3. 本対応方針の目的と概要

(1) 本対応方針の目的

本対応方針は、上記1.に述べた基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが引き続き必要であると考え、現対応方針の内容を一部改定したうえで、本対応方針として更新することとしました。

現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

また、平成22年12月31日現在における当社の上位10名の株主の状況は別紙1に記載のとおりです。

(2) 本対応方針の概要

① 独立委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社の常設機関として、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者の中から選ばれた者がこれに就任いたします(本対応方針更新時の独立委員会委員の候補者の略歴等については、別紙2に記載のとおりです。)

② 手続の概要

本対応方針は、(ア)本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者(大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認した者を除きます。以下、「対象買付者」といいます。)が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供するなど本対応方針に定める手続を遵守しなければならないこと、(イ)対象買付者から提

供された情報等に基づき、または対象買付者からの情報提供の有無または程度に基づき、独立委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、(ウ)当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断した場合等には、一定の対抗措置の発動を決議すること、(エ)当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様意思を確認するための総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)での株主承認を求めることがあること、(オ)当社取締役会によって対抗措置を発動しない旨の決議が行われた後でなければ、対象買付者は大規模買付行為等に着手することができないこと等をその内容としております。

③ 対抗措置の概要

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、また、株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置を発動する旨の決議を行う場合には、その決議に基づき、新株予約権無償割当て(会社法第277条以下)の方法による一定の日における全ての株主の皆様に対する新株予約権の割当て(当該新株予約権の内容については下記Ⅱ3.をご参照ください。)、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

Ⅱ 本対応方針の内容

1. 本対応方針の手続

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」とは、以下の行為(ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。)をいいます。

- ① 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)について、保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じとします。)の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。)が20%以上となる買付けその他これに類似する行為(以下、「買付け等」といいます。)(当社取締役会がこれに該当すると認めた場合を含みます。)
- ② 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、本②において同じとします。)について、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいいます。以下、同じとします。)後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。ただし、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。)の株券等所有割合との合計とします。以下、同じとします。)が20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する意向表明書提出および本必要情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付行為等の着手または開始に先立ち、対象買付者に、対象買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、住所、設

立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます。) 、大規模買付行為等の目的、方法および内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性の程度等を含みます。) ならびに大規模買付行為等の着手または開始に際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、違反した場合の補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の書面(以下、「意向表明書」といいます。) を当社取締役会に対して提出していただきます。

そのうえで、対象買付者に、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。) を記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者およびそのグループの概要ならびに大規模買付行為等の目的、方法および内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による意向表明書の提出後10営業日(「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいうものとし、以下、同じとします。) 以内に、本必要情報のリストを作成し、対象買付者に対し提示することとします。

なお、本必要情報の内容は、概ね以下の項目からなるものとします。

- ① 対象買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。) の詳細(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容(当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます。) 、経歴、沿革、企業統治(ガバナンス)システム、企業の社会的責任(CSR)への取組状況、資本構成、財務内容等)
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容(大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠、現金以外の対価をもって大規模買付行為等を行う場合は対価の価額に関する情報等を含みます。)
- ④ 大規模買付行為等における当社株券等の取得資金の裏付け(大規模買付行為等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。) の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(当社株券等の追加取得または処分(上場廃止の予定の有無を含みます。))、当社事業・資産等の売却・処分、当社を当事会社とする合併、分割または株式交換・移転および会社更生、清算等についての予定の有無を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社の利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避する具体的方策
- ⑧ 大規模買付行為等を実行するにあたって対象買付者において法令(外国の法令を含みます。) に基づく行政庁その他公的機関の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とする場合には、かかる必要な手続および根拠法令(外国の法令にあっては当該法令の日本語訳を含みます。)

⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、対象買付者から上記各情報を受領した場合には、すみやかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

独立委員会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認めた場合には、合理的な期限(60日を上限とします。)を定めたうえで、当社取締役会を通じて対象買付者に対し追加的に書面による情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に書面にて提出していただきます。

なお、対象買付者が提出した意向表明書および本必要情報は、株主の皆様への判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で株主の皆様に対して情報開示を行います。

(3) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書および本必要情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報をその作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内(原則として、全ての本必要情報が記載されたと独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為等に関する書面による提案(以下、「買収提案」といいます。))を当社取締役会が受領した時から起算して、60日を上限とします。)に、提供するよう要求することがあります。

(4) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は意向表明書および買収提案を受領した場合、上記(3)にいう情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案をすみやかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、すみやかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める本評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が相当と認める事項につき、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、原則として60日(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合)または90日(上記以外の大規模買付行為等の場合)(ただし、独立委員会が合理的に必要と認めた場合は、独立委員会の決議により30日を上限として延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、すみやかに、当該延長の理由およびその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該期間を「本評価期間」といいます。)以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置(対抗措置の具体的内容については、下記3.をご参照ください。)を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、買収提案の評価、検討を行い、大規模買付行為等の内

容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会はかかる協議・交渉等の経緯および結果も踏まえて上記検討を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要であると判断する場合には、対象買付者と直接または間接に協議・交渉等を行うことがあります。

(5) 独立委員会による勧告

独立委員会は、以下の基準に従って、対抗措置(対抗措置の具体的内容については下記3.をご参照ください。)を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告をします。対象買付者は、当該独立委員会の勧告または株主意思確認総会の決議を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等に着手することができないこととします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案の検討の結果、買収提案が下記2.に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれかに該当する場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。なお、独立委員会は、予め当該発動に関して株主の皆様のご意思を確認すべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記2.に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、当該勧告後において、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、その結果独立委員会が下記2.に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

③ 対抗措置の発動の中止等の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合、その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、下記2.に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 独立委員会による勧告の開示

当社取締役会は、独立委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容およびその判断の理由の概要ならびに当社取締役会または独立委員会が開示することが適切であると判断した事項について、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を採るか否かの決議または対抗措置発動の中止等を行うか否かの決議をすみやかに行うものとします。ただし、下記(8)に基づき株主意思確認総会を開催

する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、すみやかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

ただし、当社取締役会が対抗措置発動の決議を行った後にこれを中止等することができ期限は、対抗措置発動日(対抗措置として新株予約権の無償割当ての方法を採った場合には新株予約権の割当基準日)から起算して5営業日前までとします。

(8) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、上記(5)①に従い、独立委員会が対抗措置の発動に関して予め株主の皆様意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

2. 対抗措置の発動要件

(1) 本対応方針が遵守されなかった場合

対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合(独立委員会から追加の要求により、提供された場合を含みます。)であってもこれが不十分であると独立委員会が合理的に判断した場合その他対象買付者が本対応方針に定める手続に違反した場合には、原則として、上記Ⅱ1.(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記3.に定める本新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下、「対抗措置」といいます。)を行います。

(2) 本対応方針に定める手続が遵守された場合

本対応方針に定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動は行われぬものとします。ただし、本対応方針に定める手続が遵守されていた場合であっても、対象買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、そのような措置を採ることが相当と認められる場合は、上記Ⅱ1.(7)に記載される当社取締役会の決議により対抗措置を行います。

- ① 次に掲げる、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
 - (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)
 - (イ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合
 - (ウ) 会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合と判断される場合
 - (エ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一

時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとは判断される場合

- ② 対象買付者の提案する当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収(最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。)など、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
- ③ 買収提案の条件(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます。)が、当社の本源的価値に照らし不十分または不相当であると合理的に判断される場合
- ④ 当社および当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損なうことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

3. 対抗措置(新株予約権無償割当て等)の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重したうえで、また、株主意思確認総会が開催され、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動が承認された場合は当該決議に従い、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことができるものとします。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙3に定めるとおりとします(以下、別紙3に定める内容の新株予約権を「本新株予約権」といいます。)

4. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成22年12月期(2010年度)の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成25年12月期(2013年度)の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者または当社の支配株式会社(株券等保有割合が20%以上となる数量の株券等を行います。)の取得を企図する者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

5. 本対応方針の廃止および変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の実質的変更に至らない限度で、独立委員会の承認を得たうえ、本対応方針を変更・修正することができるものといたしますが、かかる変更・修正を行った場合は、すみやかにその情報を開示いたします。

Ⅲ 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮しており、上記 I 1. の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(2) 株主意思の反映(サンセット条項)

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として更新することとしています。また、当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において、株主の皆様のご意思を確認することとしています。さらに、本対応方針の有効期間は、平成25年12月期(2013年度)に関する定時株主総会の終結の時までの3年間としており、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能です。さらに、当社定款上取締役の任期は1年ありますので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であり、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ5.「本対応方針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会の承認決議または当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社定款上取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

本対応方針の更新にあたっては、I 3. (2)記載のとおり、当社取締役会による恣意的判断を排除し、本対応方針を適正に運用するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会を設置しています。

当社に対して大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会は、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとします。

このように、独立委員会は、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記Ⅱ2.「対抗措置の発動要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記Ⅱ1.(4)「独立委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現した場合には、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

Ⅳ 株主および投資家の皆様にご与える影響

(1) 本対応方針の更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)②に定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)②の手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株

式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主および投資家の皆様に必要となる手続

① 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられることにより、それらの株主の皆様には、申込み手続を要することなく、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および、株主の皆様ご自身が別紙3 2.(3)(本新株予約権の行使条件)①の(ア)ないし(カ)に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの)とします。)、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、発行される株式1株当たり金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個当たり原則として1株(ただし、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数)の当社普通株式が発行されます。

③ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知またはこれに代えてその旨の公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付する手続を採ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権1個当たり原則として1株(ただし、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数)の当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙3 2.(3)①の(ア)ないし(カ)に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

上位10名の株主の状況(平成22年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	94,440	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	73,189	4.89
富国生命保険相互会社	55,168	3.69
第一生命保険株式会社	45,000	3.01
株式会社損害保険ジャパン	41,868	2.80
全国共済農業協同組合連合会	38,420	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	29,377	1.96
日本生命保険相互会社	28,711	1.92
明治安田生命保険相互会社	26,447	1.77
昭和電工従業員持株会	20,580	1.38

独立委員会委員の候補者およびその略歴(50音順)

- 糸田 省吾(いとだ しょうご)
- 昭和36年4月 公正取引委員会 事務局入局
 昭和55年7月 通商産業省産業政策局国際企業課長
 昭和62年7月 公正取引委員会事務局官房審議官
 平成2年4月 同 事務局経済部長
 平成4年7月 同 事務局審査部長
 平成5年7月 同 事務局長
 平成8年7月 同 事務総長
 平成9年7月 同 委員
 平成14年6月 同 委員退任
 平成14年9月 東京経済大学現代法学部教授
 平成15年6月 レンゴー株式会社社外監査役(現職)
 平成16年3月 当社社外監査役(現職)
 平成19年3月 東京経済大学現代法学部教授退任
- 小原 之夫(おばら ゆきお)
- 昭和44年7月 株式会社富士銀行入行
 平成8年6月 同 取締役ロンドン支店長
 平成9年5月 同 取締役本店第二営業部長
 平成11年5月 同 常務取締役アセットマネジメントグループ長
 平成14年4月 株式会社みずほホールディングス取締役副社長
 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長
 平成15年3月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取
 平成16年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役
 平成17年6月 みずほ情報総研株式会社代表取締役社長
 平成22年3月 昭栄株式会社取締役会長(現職)
 平成22年3月 当社社外監査役(現職)
- 手塚 裕之(てづか ひろゆき)
- 昭和61年4月 第一東京弁護士会登録
 西村眞田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所
 平成4年9月 クリアリー・ゴットリーブ・ステーション・アンド・ハミルトン
 法律事務所(ニューヨーク)勤務
 平成5年1月 ニューヨーク州弁護士登録
 平成5年6月 西村眞田法律事務所パートナー弁護士として復帰(現職)
 平成18年1月 Inter-Pacific Bar Association, Committee
 Vice-Chairperson, Dispute Resolution and Arbitration
 平成19年1月 国際法曹協会(I B A)、仲裁委員会
 (Arbitration Committee) Vice-Chair
 平成19年6月 ニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役
 平成19年9月 社団法人日本仲裁人協会理事(現職)
 平成20年3月 当社社外監査役(現職)
 平成21年5月 平成21年司法試験(新司法試験) 考査委員(商法)
 平成21年12月 平成22年度司法試験(旧司法試験第二次試験) 考査委員(商法)
 平成22年4月 MS & A D インシュアランス グループ ホールディングス
 株式会社社外監査役(現職)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容および数

下記2.記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が定める一定の期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿に記録された株主(当社を除きます。)に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償割当てします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は原則として当社普通株式1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。割当期日以後、当社が株式の分割または併合を行う場合には、割当株式数は、当社取締役会が適当と判断する数に調整されるものとします。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権の行使条件

- ① (ア)特定大量保有者、(イ)上記(ア)の共同保有者、(ウ)特定大量買付者、(エ)上記(ウ)の特別関係者、(オ)上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者または(カ)上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

- ・「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。
- ・「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

- ・「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいいます。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。ただし、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいいます。)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。ただし、同項1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。
 - ・ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます。)をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、下記(ア)ないし(エ)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (ア) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます。)
 - (イ) 当社を支配する意図がなく上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記①(ア)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます。)
 - (エ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(ただし、上記①(ア)ないし(ウ)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします。)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」といいます。)が本新株予約権を行使するに際し、(ア)所定の手続の履行もしくは(イ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。)の充足、または(ウ)その双方(以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます。)が必要とされる場合(当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合を含みます。)には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠

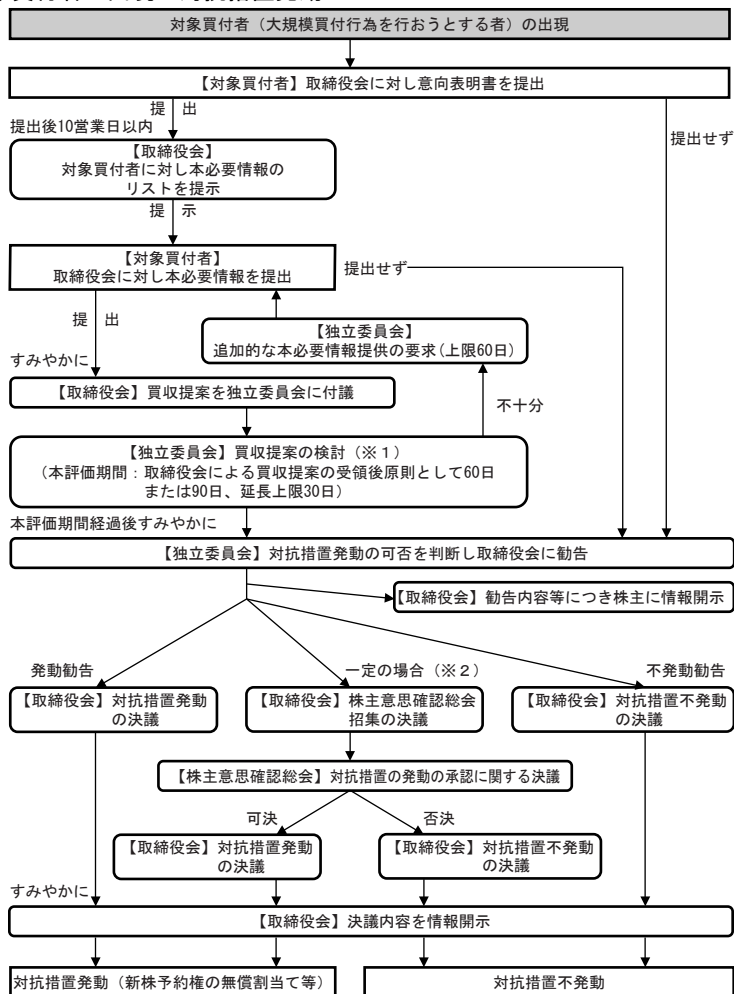
法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができません。

- ④ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。
- (5) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (6) 本新株予約権の取得条項
 - ① 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権(ただし、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます。)の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。
 - ② 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

上記の詳細およびその他の取得条項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。ただし、対象買付者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととします。

- (7) 新株予約権証券の不発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。
- (8) その他の事項
新株予約権の行使期間その他本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。
- (9) 法令の改正等による修正
上記各項で引用する法令の規定は、平成23年2月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。

手続きの流れ
対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 独立委員会は、当社取締役会に対して、当社取締役会による買収提案の受領後原則として60日以内に一定の情報提供の要求ができる。

※2 独立委員会が対抗措置の発動に関して予め株主の皆様意思を確認すべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合

以上

[メモ]

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(下記URLをご参照ください。)をご利用いただくことによるのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話、PHSを用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。
- (2) 今回ご案内する「議決権行使コード」および「パスワード」は、本総会に關してのみ有効です。
次の総会の際には、新たに「議決権行使コード」および「パスワード」を発行いたします。
- (3) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
議決権行使期間中の午前3時から午前5時までは上記URLにアクセスすることができませんのでご了承ください。
- (2) 「議決権行使コード」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
「議決権行使コード」および「パスワード」は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内にしたがい、平成23年3月29日(火曜日)午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

3. ご利用環境について

インターネットによる議決権行使をしていただくには、以下のようなシステム条件が必要です。

- ◎パソコン Windows®機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応いたしておりません。)
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer 5.5以上
- ◎インターネット環境
プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画像解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

(注) Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」は、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主様の「パスワード」をお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く)
- (2) 上記(1)以外のお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム ホールB7



最寄駅 JR線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D5出口より徒歩1分※
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しています。

JR線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。